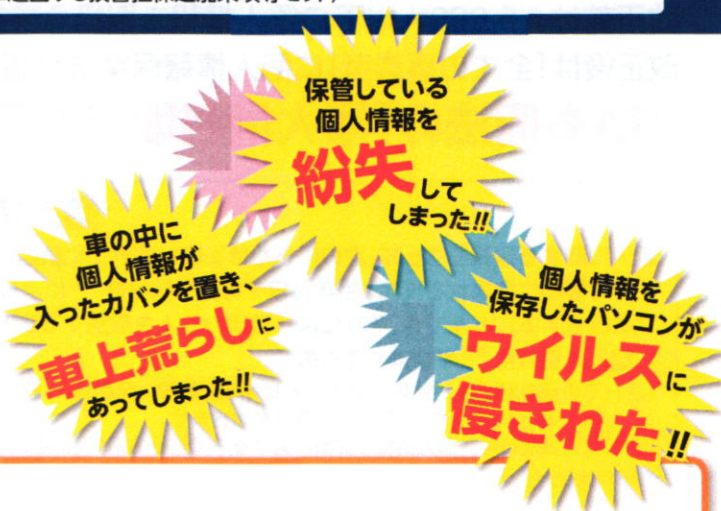


日本PTA全国協議会・専用プラン

団体個人情報漏えい補償制度

個人情報取扱事業者保険(業務過誤賠償責任保険普通保険約款 個人情報取扱事業者特約条項、使用人等犯罪行為復活担保に関する追加条項、ホームページ運営・コンピュータウイルスに起因する損害担保追加条項等セット)

個人情報保護法の改正により
「個人情報取扱事業者」に
該当します!



個人情報漏えい時の備えをご用意しました!

特長1 外部起因・内部起因の事故(おそれを含みます。)を幅広くカバー

個人情報の紛失や誤廃棄等PTAの過失のみならず、サイバー攻撃やウイルス等による漏えいまで幅広くカバーします。また、漏えいのおそれの場合も対象となります。

特長2 児童・生徒数のご申告だけの簡単な加入手続き

郵便振替のお手続きで完了します。資料の提出の必要もございません。

特長3 日本PTA全国協議会の独自制度により割安な掛金

※掛金は5,000円から加入可能です。(スタンダードプラン、児童・生徒数が100名以下の場合)

新規
募集締切日

2020年4月24日まで

締切後でもご加入いただけます。
お手続きは6ページをご参照ください。

保険期間

2020年5月1日午前0時～2021年5月1日午後4時

お問い合わせ先

〈保険契約者〉

公益社団法人日本PTA全国協議会

〈取扱(幹事)代理店〉

一般社団法人 子どもの未来応援団

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部 第三課

〈保険に関するお問い合わせ〉

〈個人情報保護法改正に伴う体制整備のご相談〉

についてはパンフレット最終ページをご確認ください。

1 個人情報保護法の改正 (2017年5月30日施行)

個人情報保護法の改正により、 PTA・育友会等(以下、PTAといいます。)も 個人情報取扱いの対策が必要です。



改正前は、5,000人以下の個人情報を取扱う事業者は法律の対象外とされてきましたが、改正後は「全ての事業者」に個人情報保護法が適用されるようになり、

PTAも同法の「個人情報取扱事業者」に該当します。

個人情報とは

個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。

①その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等^(注1)により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

②個人識別符号^(注2)が含まれるもの

(注1)その他の記述等 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

(注2)個人識別符号 個人情報の保護に関する法律施行令第1条に定めるものをいいます。

以下の個人情報をPTAとしてお持ちですか？

お持ちの場合は対応が必要となります！

「児童・生徒、PTA会員・役員、連絡網などの名簿やデータリスト」など

個人情報の定義：生存する個人に関する情報であって、特定の人物のものだとわかるもの。

氏名や生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。



〈個人情報取扱事業者における個人情報を取り扱う場合の基本ルール〉

項目	ルール
その1 個人情報を 取得 する際	個人情報を取得する際、どのような目的で個人情報を利用するのかご本人に伝わっていますか？
その2 個人情報を 利用 する際	取得した個人情報を決められた目的以外のことに使っていませんか？
その3 個人情報を 保管 する際	取得した個人情報を施錠やパスワード設定等により安全に管理をしていますか？
その4 個人情報を 他人に渡す 際	個人情報を本人の同意を得ないで他人に渡していませんか？
その5 個人情報の 開示 を求められた際	個人情報の開示や削除要請を求められた場合にその申し出を断っていませんか？



一般社団法人子どもの未来応援団は、個人情報保護法に対応した【PTA体制整備マニュアル】を作成して無料で情報開示しております。
<https://kodomonon-mirai.com/menu>

万が一……

- 会員名簿を保管しているパソコンがウイルスに侵されてしまい、会員情報が漏えいした……
 - 会員リストを保存したUSBファイルを紛失してしまった……
 - 車の中にカバンを置いたままにし、個人情報を記載した名簿が車上荒らしに遭い、盗難に遭った……
- 等、個人情報を漏えいしてしまった場合は相応の対応が必要となります。

PTAの個人情報漏えいに関するトラブルから、PTAをお守りするために生まれた保険。
それが日本PTA全国協議会の**団体個人情報漏えい補償制度**です。



2 個人情報保護法の改正に対する備え

PTA活動には会員の個人情報が必要不可欠です。
安心してPTA活動を行うために、
【個人情報保護に関するチェック項目】をご確認ください。

【個人情報保護に関するチェック項目】

- 確認1** PTA会員の個人情報の取り扱い方法を定めた「個人情報取扱規定」等を作って周知している はい いいえ
- 確認2** PTAへの入会申込書等に、取得する個人情報の具体的な利用目的等を明記している はい いいえ
- 確認3** PTA会則(規約)に、個人情報の取扱いに関する規定の条項を追加している はい いいえ
- 確認4** 万一が一会員の個人情報が漏えいした時にその対処方法について決まっている はい いいえ
- 確認5** 個人情報が漏えいした際に、相談できる機関や相談者(弁護士等)がいる はい いいえ

「いいえ」がある場合は

PTA対応マニュアルを
参考に体制整備を
行う必要があります。

団体個人情報
漏えい補償制度
へのご加入を
お勧めいたします。

個人情報保護法の改正に対応する体制作りとしては
「PTA規約(会則)の改正」と「個人情報取扱規則」の整備と
個人情報取扱いのリスクを回避するための保険加入が有効です。

個人情報保護法の改正対応

- 規約(会則)等の整備
- 個人情報取扱規則の策定

+

個人情報の取扱いの
リスクを回避する備え

日本PTA全国協議会・専用プラン
「団体個人情報漏えい補償制度」

PTAとして
安心・万全な体制



3 ご契約プランと掛金

● ご契約プランと掛金 (算出基礎：児童・生徒数、保険期間：1年間、一括払)

対象プラン	損害賠償保険金(1事故・期間中) その他費用保険金	各種対応費用の補償 (ブランドプロテクト費用) (縮小てん補割合90%)
オススメ(充実)プラン	5,000万円(自己負担額なし)	500万円(自己負担額なし) ※縮小てん補割合90%のため、10%は自己負担となります。
スタンダードプラン	3,000万円(自己負担額なし)	300万円(自己負担額なし) ※縮小てん補割合90%のため、10%は自己負担となります。

補償開始	各種締切日	児童・生徒数 (2019年5月1日時点の人数。文部科学省の学校基本調査で報告した数字)									
		100名以下		101名～200名		201名～500名		501名～1,000名		1,001名以上	
		オススメ	スタンダード	オススメ	スタンダード	オススメ	スタンダード	オススメ	スタンダード	オススメ	スタンダード
5月1日	〈加入依頼書〉 補償開始前月 25日	7,100円	5,100円	8,100円	6,100円	10,100円	8,100円	12,100円	10,100円	14,100円	12,100円
6月1日		6,530円	4,700円	7,450円	5,620円	9,280円	7,450円	11,120円	9,280円	12,950円	11,120円
7月1日	〈掛金〉 補償開始月の 15日	5,970円	4,300円	6,800円	5,130円	8,470円	6,800円	10,130円	8,470円	11,800円	10,130円
8月1日		5,400円	3,900円	6,150円	4,650円	7,650円	6,150円	9,150円	7,650円	10,650円	9,150円

〈保険金額〉

※保険金額は損害賠償保険金、その他費用保険金は合算して、保険金額(支払限度額)を限度とします。
※精神的な苦痛に係る損害については、個人情報1件につき30万円を限度として保険金をお支払いします。

〈掛金〉

補償開始月の翌月15日(土日・祝日の場合は翌営業日)までにお振込みください。

(注)地方協議会・連合体が加入する場合は「児童・生徒数」を「役員数」にお読み替えください。

※振込手数料の改定により制度維持費が変更となります。掛金には保険料と制度維持費(事務手続き費用等)300円が含まれています。

〈中途加入〉

毎月25日(土日・祝日の場合は翌営業日)を締切日とし、翌月1日から2021年5月1日午後4時までの補償となります。

毎月中途加入を受け付けておりますが、更新のご案内の関係から締め切りは8月1日補償開始月までとなります。

それ以降での加入は受け付けておりませんのでご注意ください。

● よくあるご質問

Q. スタンダードプランとオススメ(充実)プランの違いは何ですか？

A. 保険金額の違いのみになります。補償範囲は同じです。

Q. 2019年5月1日時点の児童・生徒数はどのようにしたら確認できるか？

A. 文部科学省の学校基本調査にて確認いただけます。

不明な場合はインターネットで「学校基本調査 ○○県」で検索いただくと開示されています。

6月以降の中途加入の場合でも2019年5月1日時点の児童・生徒数となります。

Q. 地方協議会や市郡連合体での一括加入はできますか？

A. 可能です。払込票は合計額にてご記入いただき、お振込みください。

加入するPTAの一覧については別途データにて取扱代理店にご提出ください。

Q. 中途加入した場合、更新時の補償開始月はいつになるか？

A. 本制度は5月1日から補償開始のため、中途加入した場合の補償開始月は5月1日となります。

Q. 各種整備がまだ完了していないが、保険に加入することは可能か？

A. 加入は可能です。しかし、体制整備は個人情報取扱事業者としては重要なポイントとなります。保険だけでは不十分ですので規約等の整備、規則の策定をご検討ください。

4 補償内容

1. 第三者への損害賠償に関する補償

被保険者がPTAの業務を遂行するにあたり、偶然な事由により個人情報を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、被保険者に対して保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【主な事例】

- ・個人情報を記録したパソコン、タブレット、USBが盗難された。
- ・車の中にカバンを置いておいたところ車上荒らしに遭い、個人情報を記載した名簿が、盗難された。
- ・顧客情報を記録したパソコン、USBが行方不明になった(漏えいのおそれ)

損害賠償金	貴会(被保険者)が被害者に支払うべき法律上の損害賠償金
争訟費用	貴会(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用
争訟対応費用	損害賠償請求に対処するために、貴会(被保険者)が支出した文書作成費用、交通費、宿泊費、事故の原因調査費用などの費用
求償権保全費用	貴会(被保険者)が他人に損害賠償請求できる場合に、その権利を行使するために支出した費用
協力費用	損保ジャパン日本興亜が貴会(被保険者)に代わり解決への対応を行う場合に、貴会(被保険者)が協力のために支出した費用



2. 各種対応費用の補償(ブランドプロテクト費用(事故発生時の諸費用や見舞金など))

被保険者が法律上の賠償責任を負担すべき偶然な事由による個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合において、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うこと等を要件として、被害者の対応策を実施するために被保険者が支出した費用を補償します。

メディア対応費用

- 被保険者が謝罪や再発防止に向けた取り組みの公表などを目的として、テレビでの会見や新聞への広告掲載を行うために支出した費用

クレーム対応費用

- 被害者への謝罪文の作成・送付、見舞品の購入・送付のために要した費用
- 被害者から損害賠償請求を受けた場合やデータの開示や利用停止の要求を受けた場合に、その対応のために被保険者が支出した費用

事故対応費用

- 被害の拡大を防止するために被保険者が支出した費用
- 対応策等のコンサルティングを受けるために被保険者が支出した費用
- 原因の調査費用や、アルバイト等の臨時雇入費用などの対応のために臨時に支出する費用

損害賠償請求費用

- 被保険者が支出した費用について、他の事業者の原因があるような場合に、その事業者へ損害賠償請求を行うために被保険者が支出する費用

もしも 万が一個人情報情報が漏えいしたら……

■ 個人情報情報が漏えいしたおそれがあり調査を実施した結果、300人の個人情報情報の漏えいが発覚。

- ① 300人の個人宛にお詫び状を作成し、郵送する対応を取った。
- ② 個人情報情報を漏えいされた被害者の一部が、精神的苦痛による慰謝料の損害賠償請求を提起されたため、弁護士に相談。
- ③ 訴訟の結果、1名あたり18,000円の損害賠償金を支払うことが命じられた。

想定損害金

① 文書発送

1通100円×300人=3万円

③ 損害賠償金

18,000円×300人=540万円

争訟費用

② 弁護士費用 150万円

損害額合計 = 合計 **543万円**



支払保険金 **① (3万円×90%) + ② 150万円 + ③ 540万円 = 692.7万円**

文書発送費用 (ブランドプロテクト費用) 弁護士費用 損害賠償金

上記だけでなく、その他想定される各種費用が

団体個人情報漏えい補償制度で対応できます。

事故の形態によっては更なる高額賠償となる可能性もあり、争訟費用も高額になる可能性があります。

5 加入について

●ご加入の対象となる方(被保険者)

日本PTA全国協議会所属の地方協議会・連合体およびPTA・育友会等

※会員ではないPTAは加入出来ません。公益社団法人日本PTA全国協議会の会員となつていただく必要があります。

●加入までの流れ

2019年

3月～4月

申込締切日 **4月25日**
加入申込手続き

新規加入依頼書の各種項目に記入いただき、取扱代理店にご提出ください。

※掛金が異なる場合は取扱代理店から連絡するため、FAX後1週間程度してからお振込みください。
払込取扱票の控えを⑧加入者証のページに貼ることで加入者証とします。

5月

保険始期日 **5月1日**
補償の開始

掛金のお支払い締切日は5月15日となります。

6月以降

毎月1日の中途加入

新規加入依頼書の各種項目に記入いただき、取扱代理店にご提出ください。その後、補償開始月の15日までに払込取扱票にて掛金をお振込みください。新規加入依頼書は前月の25日までに取扱代理店にご提出ください。

※掛金が異なる場合は取扱代理店から連絡するため、FAX後1週間程度してからお振込みください。
払込取扱票の控えを⑧加入者証のページに貼ることで加入者証とします。

●継続手続きの方法(現在ご加入いただいているPTA様)

- ・継続のご案内に同封する「継続時のご報告」をご記入いただき、取扱代理店にご提出ください。詳細は2月下旬頃に送付する継続のご案内をご確認ください。
- 継続時のご報告にて継続時の内容についてご申告いただき、FAX後5月15日までに払込取扱票にて掛金をお支払いいただく必要がございます。

●変更手続き

以下の対応は保険期間中にはできませんのでご注意ください。

- ・プラン変更 ▶ 更新時にご変更いただきます。

6 保険金をお支払いできない主な場合

業務過誤賠償責任保険普通保険約款

- ①被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ②被保険者またはその使用人等の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。)に起因する損害賠償請求
※使用人等犯罪行為復活担保に関する追加条項により、使用人等の犯罪行為による漏えいは補償対象となります。
- ③法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ④被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
- ⑤身体の障害や財物の損壊に伴う損害
- ⑥予め設定した遡及日(保険証券記載の遡及日をいいます。)より前に生じた個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害賠償請求
- ⑦通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- ⑧被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- ⑨直接であると間接であると問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑩他の被保険者からなされた損害賠償請求

など

個人情報取扱事業者特約条項

- ①個人情報の利用目的(被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的)の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
- ②偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
- ③サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する損害賠償請求
- ④個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等により是正の勧告、命令等がなされた場合に、その後被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれによる損害賠償請求
- ⑤記名被保険者の役員に関する個人情報が漏えいしたことによる損害賠償請求
- ⑥被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知・公表しないことに起因する損害賠償請求
- ⑦被保険者が第三者へ個人データを提供したり、その取扱いを委託したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑧被保険者が第三者から個人データを提供され、その取扱いを委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑨個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
- ⑩契約違反による違約金支払規定により加重された賠償責任

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



7 ご注意いただきたいこと

●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●告知義務(ご加入時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

〈告知事項〉

払込取扱票の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、以下のとおりです。

払込取扱票の以下の項目

・児童・生徒数(2019年5月1日付の文部科学省の学校基本調査で報告した数字)

●告知義務(ご加入時における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

払込取扱票等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)払込取扱票等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができないことがあります。

ご加入者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
この保険はクーリングオフの対象とはなりません。

損害賠償請求がなされた場合の損保ジャパン日本興亜へのご連絡等

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- (2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- (3) 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 - 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808（通話料有料）

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

その他ご留意いただきたいこと

- この保険は公益社団法人日本PTA全国協議会が保険契約者となる団体契約です。
- この制度に加入いただけるのは、お申込人が、日本PTA全国協議会所属の地方協議会・連合体およびPTA・育友会等である場合にかざられます。
 - 加入者証(P12に払込取扱票の控えを貼りつけたもの)は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
 - 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

- 加入者は、この保険契約に加入した場合には、この保険契約の付保を他人に宣伝するための表示をしてはなりません。宣伝をするための表示をした場合には、ご契約を解除し、また表示した後に生じた損害については保険金を一切支払えない場合があります。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険料算出の基礎となるのは2019年5月1日付の児童・生徒数(文部科学省の学校基本調査で報告した数字)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※ご加入いただく際は、払込取扱票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

- この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社(幹事)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03-3349-5408
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店(幹事)

一般社団法人子どもの未来応援団
〒173-0033 東京都千代田区若本町1-13-5
サンチカビル1F

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

8 加入者証

本制度は加入者証の発行はありません。

以下の枠内に振替払込請求書兼受領証もしくはATM利用時の控えを貼り付けていただくことで加入者証とします。

日本PTA全国協議会 団体個人情報漏えい補償制度 加入者証

この制度は、日本PTA全国協議会を保険契約者とする団体保険制度です。

証券番号	7106013202
保険契約者	公益社団法人 日本PTA全国協議会
被保険者 (ご加入者)	お振込みいただいた地方協議会・連合体および PTA・育友会等(払込取扱票に記入いただいたご依頼人)
(補償内容) 保険商品	個人情報取扱事業者保険
加入プラン	お振込みいただいた掛金が該当するプラン (パンフレット3ページ参照)
保険始期	新規お手続きまでにご加入いただいた場合は 2020年5月1日午前0時 中途加入の場合は毎月25日を締切日とし、 翌月1日から補償を開始します。
保険終期	2021年5月1日午後4時

※正しい児童・生徒数での掛金をお振込みいただいていた場合、事故発生時に保険金がお支払いできないケースもあるためご注意ください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

振替払込請求書兼受領証もしくはATM利用時の控え貼りつけ欄

9 万が一事故が発生したら

事故が発生、
もしくは事故発生のおそれがある場合の
ご連絡先

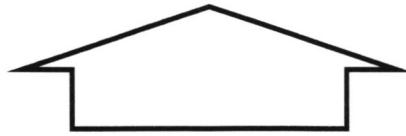
事故サポートセンター

0120-727-110 (受付：24時間365日)

※夜間・休日も受付させていただきますが、ご相談や保険金のお支払については担当の保険金サービス課より改めてご連絡させていただきます。

※ご連絡の際には、初めに以下の項目をお伝えください。

①証券番号：7106013202、②貴会の所在地(都道府県市町村)、③貴会名(PTA、育友会名等)



パンフレット裏面の取扱代理店までFAX送付願います

(公社) 日本PTA全国協議会 団体個人情報漏えい補償制度 2020年度 新規加入依頼書	
ご加入者名 (PTA・育友会等の名称)	
ご加入者のご住所 (PTA・育友会等の事務局住所)	〒 -
学 校 名	立 小学校 中学校 ※都道府県名をご記入願います()
この補償制度のご担当者	様
ご担当者様のご連絡先 (日中にご連絡が取れる電話番号)	
ご担当者のメールアドレス (メールアドレスのご報告は任意です)	@

■ご加入方法 (ステップ1～4の作業で簡単にご加入になれます)

ステップ1	パンフレットの補償内容をご確認の上 ご加入になるプランを決定 (ご加入になるプランを○で囲んで下さい)	オススメ (充実) プラン スタンダードプラン
ステップ2	パンフレットを見て補償開始日を決定	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 月1日から補償開始
ステップ3	児童・生徒数を確認 (※)	名
ステップ4	パンフレット記載の年間掛金 (中途加入 の場合は中途加入の掛金) を確認	円

※ステップ3の注意点：年間掛金の基礎数字となる児童・生徒数は、2019年5月1日時点の
学校基本調査の人数となりますのでご注意願います。

ステップ5	パンフレット添付の【払込取扱票】にて 年間掛金もしくは中途加入の掛金を補償 開始月の15日までにお振込	払込取扱票の控えが《加入者証》の 代わりとなりますので大切に保管願 います。
-------	---	--

以上でお申し込みは完了です。

※個別に保険証券や加入者証等の発行は行っておりません。

※当該FAX送信票と払込取扱票の控えを大切に保管願います。

■ 個人情報の取扱いに関するご案内

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

②損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

③損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。

④損保ジャパン日本興亜が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言、損保ジャパンのグループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン日本興亜のホームページ (<https://www.sjnk.co.jp>) をご覧くださいるか、下記の窓口までお問い合わせ願います。

お問い合わせ窓口：損保ジャパン日本興亜カスタマーセンター

電話番号 0120-888-089

受付時間 平日午前9時～午後8時 土日祝日午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

保険に関するお問い合わせ

株式会社 スマイル保険サービス
鳥取市今町二丁目286番地
TEL 0857-51-1033
FAX:0857-51-1034

個人情報保護法改正に伴う 体制整備のご相談

0570-036-630

(平日の午前9時から午後5時まで)

contact@PTA-popi.jp

(お電話が混雑している場合もございます。
ご質問はメールでも対応いたしております。)

ご加入プランの内容についてはパンフレットをご確認ください。また次の内容についてご確認ください。
・保険期間は、パンフレット記載のとおりとなります。
・掛金(保険料)を払込期日を過ぎて払い込んだ場合には、責任期間がパンフレット記載の保険期間と異なる場合があります。詳しくはパンフレットのスケジュールを確認、もしくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

引受保険会社 **損害保険ジャパン日本興亜株式会社**

この場所には、何も記載しないでください。

(ご注意)
・この用紙は、機械で処理します
ので、金額を記入する際は、枠内
にはっきりと記入してください。
また、本票を汚したり、折り曲げ
たりしないでください。
・この用紙は、ゆうちょ銀行又は
郵便局の払込機能付きATMでも
ご利用いただけます。
・この払込書を、ゆうちょ銀行又は
郵便局の渉外員にお預けになる
ときは、引換えに預り証を必ずお受
け取りください。
・払込みの際、法令等に基づき、
運転免許証等、顔写真付きの公的
証明書類のご提示をお願いする場
合があります。
・ご依頼人様からご提出いただいたき
ました払込書に記載されたおとこと
ろ、おなま等は、加入者様に通
知されます。
・この受領証は、払込みの証拠と
なるものですから大切に保管して
ください。

収入印紙
課税相当額以上
貼 付
印